

荷電粒子を加速することにより放射線が発生させる装置として指定する件

昭和三十九年四月九日 科学技術庁告示第四号

最終改正：平成元年四月十七日 科学技術庁告示第四号

変圧器型加速装置、マイクロトロン及びプラズマ発生装置(重水素とトリチウムとの核反応における臨界プラズマ条件を達成する能力をもつ装置であって、専ら重水素と重水素との核反応を行うものに限る。)